第三者提供の「黙示の同意」について

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知等健保組合の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、特段明確な反対の意思表示がない場合は、「黙示による包括的な同意」が得られていると解釈できることとなっています。

被保険者等は、健保組合が示す業務内容で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう健保組合に求めることができます。

上記の意思表示を行わない場合は、公表された業務内容について、被保険者等の同意が得られたものとして対応させていただきます。

なお、同意及び留保は、被保険者等からの申出により、いつでも変更することが可能です。

【黙示の同意で実施する業務内容】

世帯ごとにまとめて被保険者宛に行うもの

・医療費通知
・保険給付支給（不支給）決定通知
・負傷原因の照会
・資格情報のお知らせ